

令和3年3月11日	
担当課	県民生活課
担当者	嶮口、江頭
電話	073-441-2350（直通）

「第11次和歌山県交通安全計画（案）」に関する県民意見募集
（パブリックコメント）を実施します

交通事故の防止は、県民一人一人が全力を挙げて取り組まなければならない緊急かつ重要な課題であり、人命尊重の理念の下に、交通事故のない社会を目指して、交通安全対策全般にわたる総合的かつ長期的な施策の大綱を定め、これに基づいて諸施策を強力に推進していく必要があります。

今後、5年間に講じるべき交通安全に関する施策については、近年、全国的に耳目を集めた保育園児が犠牲となった事故や高齢者による暴走事故、あおり運転による事故（事件）などを踏まえ「第11次和歌山県交通安全計画」を策定します。

つきましては、当計画の（案）に対する県民の皆様からのご意見を広く募集します。

1 募集期間

令和3年3月11日（木）から令和3年3月31日（水）まで

※年度初めから本計画を実施する必要があるため、上記期間で募集します。

2 計画案の入手方法・閲覧方法

(1) インターネット

和歌山県のホームページに資料掲載

(2) 県の機関

県庁県民生活課（県庁本館2階）、和歌山県情報公開コーナー（県庁本館2階）
及び県内各振興局地域振興部総務県民課及び東牟婁振興局串本建設部総務用地課
（閲覧時間：月曜日～金曜日 午前9時から午後5時45分まで）

3 ご意見の提出方法

ホームページ掲載の「意見募集様式」に、氏名、住所及び電話番号（法人及び任意団体にあつては名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地及び電話番号）、意見の関連箇所（（案）の項目名、ページ等）、及びご意見を記入の上、次のいずれかの方法で提出してください。なお電話や口頭でのご意見の受付は行っておりません。（いただいた個人情報は、今回の意見募集目的以外に使用しません。）

(1) 郵送 〒640-8585 和歌山市小松原通1-1

和歌山県県民生活課生活安全班

(2) ファクシミリ 073-433-1771

(3) 電子メール e0313001@pref.wakayama.lg.jp

4 提出されたご意見について

- (1) ご意見を頂いた個人及び団体等に関する情報は公表しません。
- (2) 類似のご意見を取りまとめ、県の考え方とともにホームページで一定期間公表します。個々のご意見に個別の回答はいたしませんので、ご了承ください。
- (3) 寄せられたご意見については、計画策定の参考とさせていただきますが、必ずしもご意見が反映されるとは限りません。